

7-6 環境権と関連の問題 <標準編>

公害対策

政府は 1967 年に公害対策を総合的に推進するため **公害対策基本法** を定め、基本法を実施するための法律である公害対策関係基本法も制定した。さらに 1971 年には、環境行政を一元化するため **環境庁** を設置した (2001 年に環境省になった)。

一連の公害裁判を通して、**被害救済の原則** が確立されたことは重要である。「救済は被害者の原状を回復することが第一であり、金銭的補償はそのための手段に過ぎない」という原則に基づいて、**公害健康被害補償法** が制定されているが、ここでは補償の費用負担について、**汚染者負担の原則** (PPP=polluter pays principle) が定められている【①】。

公害を防止するためには、公害対策にかかる費用を企業に対して課税するという方法があるが、目に見える成果は保証されないので政府が企業の活動に直接規制を課す方法が基本である。大気汚染防止法などでは、直接規制として企業ごとの濃度規制と地域全体の総量規制が定められている。

塵肺問題

鉱山で働く鉱夫や、トンネル工事に従事した労働者が、作業中に大量の粉塵を吸い込んだために肺が硬化し呼吸困難に陥る職業病を **塵肺** といい、とりわけ高度経済成長の繁栄の陰で、多くの労働者が塵肺に倒れた。

公共事業による鉄道工事や道路工事に従事した労働者が 1980 年代以降国や企業に対して健康被害による損害の賠償を求めた裁判では、2000 年代に入り国の責任を認める判決が確定するようになっている。

アスベスト問題

アスベスト (石綿) は繊維状の鉱物で、断熱性などに優れているため建築物・建築資材や車両などの断熱材や防音材などとして高度経済成長期に広範囲に大量に使用されたが、1970 年代に発がん性が問題となって日本を含む世界各国で使用が禁止されるようになった。

アスベストを吸い込むと、約 20～40 年後に肺がんなどを発病するため、1970 年代までにアスベストの吹きつけ作業などに従事していた人々や、アスベスト工場の付近に住んでいた人々が 2000 年代に入ってから発病するようになり、それをきっかけに日本ではアスベスト問題が広く知られるようになった。被害者は今後も増加すると見込まれている。

アスベストの除去作業や、アスベストを使用した建築物の解体などに伴

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 108

コメント [n2]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 108

① 水俣病訴訟の被告企業チッソへの金融支援政策は、この原則を損なうという指摘がある。

って、今後もアスベストが空气中に飛散する恐れがあり、厳重な管理が求められている。

良好な生活環境の保全

国民の環境権を保障することは、公害を防止するだけではない。良好な生活環境を保全することも重要である。そのために例えば次のような制度がある。

建築基準 **建築基準法**は、隣接する住宅への日照を確保するために新しい建築物への高さ制限を定めたりしている。

都市景観 都市の景観も重要な生活要素である。商業地であっても商店の看板やネオンサインが刺激的にならないように配慮する必要がある。

土地利用 閑静な住宅地の一角に騒々しい商店があつては良好な生活環境とはいえない。そこで土地の利用については主な目的が定められている。

オゾン層の破壊

フロンは化学的に安定していて熱にも変化しにくい
が、地球上空の成層圏に達すると紫外線を浴びて塩素原子を放出する。この塩素原子が原因となって、**オゾン層**が破壊される。オゾン層は生物に有害な紫外線を吸収する天然のバリアーで、いわば地球上の生物を守る宇宙服のようなものである。オゾン層が破壊されることによって、有害な紫外線が地上に届き、皮膚がんや白内障など人の健康や生態系に悪影響を及ぼすと危惧されている。

コメント [n3]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p8

森林消失と砂漠化

森林は野生生物の生息地であり、土壌の保全、水源のかん養、二酸化炭素の吸収など、多くの働きをもつ資源であるが、商業用木材の大量**伐採**や**酸性雨**などが原因で、1990 年から 1995 年までに年平均 1290 万 ha 減少したと推測されている。特に東南アジア諸国では主に日本への輸出を目的とした伐採が森林減少の最大要因になっている。森林の復元力をこえた大量の伐採によって自然の循環が破壊される。栄養分を含む土壌は雨で流され植物の育たない不毛の地になり、やがて砂漠になってしまう。

コメント [n4]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p9

国際的な協力の必要性

国際環境問題を解決するためには、国際協力が不可欠となる。フロンの削減については 1992 年の**モントリオール議定書**の改定で特定フロンの全廃(1995 年から先進国での生産と消費は打ち切り)が決まり、さらに 2020 年までに代替フロンの原則撤廃も決まっている。

このほかにも「砂漠化防止条約」、「有害廃棄物の国境をこえる移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約」など多くの条約が採択されている。

コメント [n5]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p10～11